相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市島松本町二丁目二七八番地、最後の住所北海道恵庭市福住町三丁目八番一一　被相続人　亡　鈴木たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所北海道千歳市千代田町六丁目七番地二駿河千代田ビル六階　千歳法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田周一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束四丁目一一番地四、最後の住所東京都葛飾区堀切六丁目三四番七―二〇三号ミオカステーロ堀切菖蒲園　被相続人　亡　鈴木　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六一〇大河法律事務所　相続財産管理人　弁護士　水田　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区千本中一丁目二番地、最後の住所東京都港区南青山五丁目一五番九号フラット青山四〇二　被相続人　亡　錦織　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市北上町十三浜字崎山二五二番地、最後の住所横浜市戸塚区戸塚町二〇二一番地一ホーユーパレス戸塚一〇一号　被相続人　亡　小山　知之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区海岸通五丁目二五番地、最後の住所横浜市緑区三保町八八一番地二フォーシーズンヴィラ　こもれび　被相続人　亡　鈴木　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

横浜市戸塚区戸塚町四一五八　山一ビルNo.2　三階　相続財産管理人　弁護士　大澤　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区唐沢一七番地、最後の住所横浜市中区矢口台八八番地若葉ハウス一〇五号　被相続人　亡　小柴　泰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

横浜市中区日本大通一八番地　ＫＲＣビルディング五階　相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市河原田諏訪町一九四番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近松　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

新潟県佐渡市柳沢三〇番地　相続財産管理人　石塚　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市山中温泉湯の出町レ一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　多田康之介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所石川県加賀市松が丘三丁目一六番地一二　相続財産管理人　司法書士　水井　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡飯島町飯島二三五三番地、最後の住所長野県長野市大字上駒沢一三三番地二駒沢新町団地Ｈ―五五　被相続人　亡　幸村　恭典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

長野県長野市青木島町大塚八八六番地の二　相続財産管理人　柳澤　修嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市新屋敷町五一番地、最後の住所愛知県西尾市永楽町一丁目九番地　被相続人　亡　本多はる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

愛知県岡崎市祐金町一二五番地　ジブラルタ生命岡崎ビル六階　山本健司法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区灘波中一丁目一五番地、最後の住所京都市北区紫竹下梅ノ木町四六番地　被相続人　亡　近藤　壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　茶木真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区大庭寺一〇三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山中　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市田井西町二三番、最後の住所大阪府寝屋川市豊里町三〇番八号　被相続人　亡　木下　啓一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一　相続財産管理人　弁護士　坂東　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市八幡町宗佐一三五三番地、最後の住所兵庫県西宮市門戸岡田町一二番一六号　被相続人　亡　上埜　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号　相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦